

## 江南市と愛知江南短期大学との包括的連携に関する協定書

江南市（以下「市」という。）と愛知江南短期大学（以下「大学」という。）は、相互の包括的連携に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、これまで市と大学が培ってきた相互の連携と協力を一層強化することにより、それぞれの資源や機能等の活用を図りながら、包括的に幅広い分野で地域社会の発展に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 市及び大学は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）災害対応に関する事項
- （2）子育て、健康福祉の推進に関する事項
- （3）生涯学習、教育に関する事項
- （4）まちづくりに関する事項

2 前項に基づく連携の方法等については、市と大学で協議するものとする。

### （連携の調整）

第3条 市及び大学は連携事項の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する窓口を設置し、必要に応じて協議を行うものとする。

### （守秘義務）

第4条 市及び大学は、この協定に基づく連携において、相手方より知り得た秘密事項について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

### （有効期間）

第5条 この協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から60日前までに市及び大学のいずれからも申し出ない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （その他）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、市と大学が協議の上、決定する。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、両者が署名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年 5月28日

江南市長 堀 元

愛知江南短期大学長 宇野 和明

## 江南市と愛知江南短期大学との連携に関する協定実施細目

(趣旨)

- 第1条 江南市（以下「市」という。）と愛知江南短期大学（以下「大学」という。）は、江南市と愛知江南短期大学との連携に関する協定書（以下「協定書」という。）第2条第1項の規定に基づく連携事項について、必要な事項を定める。

(連携事項)

第2条 市と大学は、次に掲げる事項について連携を行う。

(1) 災害対応に関する事項

市と大学は、災害時における負傷者等の収用及びボランティア活動等、災害対応について連携・協力を行う。

(2) 子育て、健康福祉の推進に関する事項

市と大学は、「子育て」、「健康福祉」分野を担う人材育成を支援するとともに、地域の子育て支援、健康福祉の推進について連携・協力を行う。

(3) 生涯学習、教育に関する事項

市と大学は、図書館の相互利用、各種講座への講師派遣、文化振興、多文化共生、学校教育における学生ボランティアの活用等について連携・協力を行う。

(4) まちづくりに関する事項

市と大学は、市のまちづくり施策について、情報交流等を積極的に行い、地域力の向上、地域の活性化を図り、市がめざすまちづくりを推進する。

(その他)

第3条 協定書第1条の目的を達成するため、市と大学は、第2条に規定するもののほか、連携が可能な事項等について積極的に検討する。

2 市と大学が必要と認めた連携の内容については、その都度、協議を行い、定めるものとする。